

第 3 回 宅地利用に供する 高規格堤防の整備に関する検討会

1. 開会

○河川計画課課長補佐

皆様、本日は、大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、第3回宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会を開催させていただきます。

私は、本日、進行を務めさせていただきます、関東地方整備局の土屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議のお知らせをいたしましたけれども、カメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に、本日は別室に傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することといたしますが、清水座長、よろしいでしょうか。

○清水座長

結構です。

○河川計画課課長補佐

それでは、中継映像の配信をいたします。

最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料になりますが、本日第3回の資料と、前回になります8月20日に開催いたしました第2回の検討会の資料、この2種類を配付してございますので、お読みいただければと思います。

個別に確認させていただきますが、本日、第3回の資料につきまして確認をさせていただきます。まず最初に、資料の目録、これが1枚になってございます。続きまして、本日の議事次第、これも1枚でございます。それと委員名簿、これも1枚になってございます。それと座席表、これも1枚になってございます。それと資料1ということで、A4の横になりますが、資料の1、第2回検討会でいただいた主な意見とその対応等の資料です。それと、資料2-1になりますが、こちらは2種類ございます。右上に資料2-1とござい

まして、宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会とりまとめ（案）という白黒のものと、同様に資料２－１とございますが、カラーになってございます。上に骨子案からの修正箇所という同様の資料２、とりまとめ（案）の資料を用意させていただいております。こちらにつきましては、本日、説明時の補足資料としてお配りさせていただいているものとなっております。それと、資料２－２、とりまとめ（案）の資料編になります。それと資料３になります。とりまとめの概要、こちらが両面刷りの１枚になってございます。

本日の資料は以上となります。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

続きまして、本日御出席いただいております検討委員各委員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料の委員名簿の順に御紹介いたしますので、委員名簿をごらんください。

弁護士・東洋大学法学部教授、大森委員。

○大森委員

大森です。よろしくどうぞお願いします。

○河川計画課課長補佐

続きまして、上智大学法学部教授、楠委員。

○楠委員

楠です。よろしくお願いいいたします。

○河川計画課課長補佐

続きまして、群馬大学大学院理工学府環境創生部門教授、清水委員。

○清水委員

清水でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○河川計画課課長補佐

日本大学理工学部土木工学科教授、中村委員。

○中村委員

中村でございます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○河川計画課課長補佐

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長、佐藤より御挨拶申し上げます。

○河川部長

第3回目の検討会に参加いただきましてありがとうございます。

きょう、とりまとめということで、御議論いただくわけですが、ことし夏に入ってから、西日本の豪雨、その後、大阪の地震、関西中心とする高潮の被害、強風の被害、また、北海道の地震という形で、非常に多くの災害が本年度は発生しております。

水象について言えば、外力のほうは非常に大きなものが発生する確率が非常に高くなっているという形で、今週も台風24号が、今、沖縄の沖のほうにおりますけども、けさ方のいろんな予想を見ていると、ヨーロッパあたりの台風センターあたりは、本州南岸を通るようなコースもあり得ると予測がされていますけども、我々の予想を超えるような事象がいろんなところで起こってきているということかなと思っております。

そういう意味におきまして、我々の住んでいる国土というのは、脆弱な国土というのが、ぴったりだと思えますけども、非常に自然災害に対して弱いところに人が住まなければいけないという宿命を負っている国土の中にありまして、我々、生活をしていながら、国民の安全と安心を守っていくという仕事をさせていただいているわけでございます。

高規格堤防もそういう意味で言いますと、非常に安全度の高いレベルの施設をつくって、それを国民に供給していく、また、利用していただくという中で、単に安全面だけでなく、利用面のほうとも整合性をとりながらとっていくという形でいうと、昔から言われていますけども、非常に珍しい種類の事業かなと思っております。

そういう意味で言うと、過去にもいろいろやってきている中でありますけども、一般的でないがゆえに、いろんなことがやっけていく中で起こっておるわけでございまして、そう

いうものにつきまして、この検討会の中で、こういうことがあるよということをいろいろ御指摘いただきながら、この事業をさらに実施していくための知見・ノウハウなり留意点なりを整理していただければと思っておりますけれども、やはり、こういう世の中になってきますので、国土の構造転換というまでは、我々の力は及ばないと思っておりますけれども、少しでも安全な国土、安心・安全な生活が提供できるように努めてまいりたいと思っておりますので、この検討会の中で御議論いただいたことをしっかりと我々も受けとめていきたいと思っておりますので、きょう、最終回となりますけれども、御審議のほう、よろしくお願いいたします。

3. 議事

○河川計画課課長補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、座長の清水委員にお願いしたいと思います。

清水座長、よろしくお願いいたします。

○清水座長

それでは、本日、この検討会のとりまとめの方向で、さまざまな角度、それぞれの専門性から、どうぞ忌憚のない御意見と、とりまとめに際しまして、その充実した内容をまとめたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、とりまとめについての事務局から議事の（1）番の御説明をお願いします。

○河川計画課長

関東地方整備局河川部河川計画課長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にして失礼いたします。

それでは、とりまとめ（案）について御説明させていただきますが、今回、御確認いただきたいとりまとめの案、資料2-1が全体で11ページに及びます。そのため、まず、1

の「はじめに」から3の「既整備地区における対応」まで御説明した段階で、一旦、区切らせていただこうと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、早速、資料の1と資料2-1、両方を用いながら説明をさせていただきます。

まず、今回のとりまとめ(案)となる資料2-1は、基本的には前回の検討会でお示しましたとりまとめの骨子案をもとに加筆・修正したものとなっております。そのため、資料2-1で2種類の資料を御用意してございます。本文中に着色をしたものでございますが、こちらが骨子案からの修正箇所がわかるように、本日の説明時の補足になるよう参考資料としてお配りしているものでございます。また、前回お配りした骨子案の本文についても、第2回の資料の一部として入ってございますので、これらも適宜ごらんいただければと存じます。また、お手元の資料1と、こちらにスライドを用意してございますけれども、そちらは同じものとなりますので、どちらをごらんいただいても結構でございます。

それでは、資料2-1、各パラグラフを読み上げつつ、補足を適宜させていただきますながら御説明をさせていただきます。

資料2-1、白黒の1ページ目をごらんください。

「1. はじめに」

「河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積している我が国において、国民の生命と財産を守る治水対策は、国家の存立の根幹に関わるきわめて重要な施策であり、それぞれの河川の特性等を踏まえて、洪水や高潮による氾濫を防ぐために行っている。しかしながら、近年においても毎年のように全国各地で記録的な大雨による水害が発生するなど気候変動の影響が顕在化しつつあり、今後、現況の施設能力を超える洪水や高潮が発生する懸念はますます増大している。」

まず、早速、このパラグラフについてですけれども、検討会として、こういった話題、特段取り上げていなかった話題等ありますので、若干補足をさせていただきます。

資料1の6ページ目をごらんください。短時間強雨の発生回数の長期変化について示したグラフとなります。約40年前から現在までの毎年の時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数について、1,000地点あたりに換算をした上で並べているものとなります。ごらんいただいでわかりますように、約30年前の回数から約1.4倍に増加しているという状況

です。

次に、7ページ目をごらんください。基本高水を超える洪水の発生頻度を示した資料となります。この基本高水は、平たく言えば、現在の各1級水系の河川の計画を立案する上での基準となる洪水の流量のことです。各河川ごとに定められているものです。

この資料は、気候変動適応策のあり方について検討された際の参考資料から抜粋しているものですが、IPCC、気候変動に関する政府間パネルの温室効果ガスの排出シナリオ、このシナリオも幾つかあるわけですが、このシナリオを用いて試算をした結果です。基本高水を上回る洪水の発生頻度については、上段に記載しておりますように、約1.8倍から4.4倍。これから、また全国の河川ごとによって降る雨の倍率の予測がそれぞれ水系ごとに異なって、それに応じて、また流れる洪水の流量も変わってくるということで、これらが河川によって1.8倍から4.4倍になるということが予測されているというものです。

また、8ページ目には、2年前、去年と今年の甚大な浸水被害をもたらしました水害を並べたものとなります。平成29年度は九州北部豪雨や台風21号などによる水害が発生し、また、平成30年度は大雨が広範囲に長時間継続した平成30年7月豪雨などによって、同時多発かつ広域的に浸水被害、土砂災害が発生しています。また、関東管内においても、3年前の平成27年9月、利根川水系鬼怒川で堤防が決壊し、常総市全体の約3分の1が浸水するといった甚大な被害も発生している状況です。

これらの結果から、とりまとめ（案）の文章でございますように、まとめさせていただいている状況でございます。

次のパラグラフに移ります。

「そのような中で、人口・資産等が高密度に集積する首都圏のゼロメートル地帯等の低平地においては、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために、通常堤防と比較して幅の広い高規格堤防の整備を進めている。」

次のパラグラフ16行目に移ります。

「高規格堤防は、ふつうの堤防と比較して幅を広く（堤防の高さの30倍程度）なだらかな勾配で堤防を整備することにより、想定を超える大規模な洪水等でも堤防が決壊することを防止する。また、高規格堤防は、自治体等が実施する土地区画整理事業や市街地再開発事業等の土地利用転換といったまちづくりと連携して整備されることが多い。」

ここでは洪水のほかに高潮などの被害も防止するという観点から、「洪水等」といった

「等」という言葉を追加したほか、骨子案からは「土地利用転換」という言葉を追加してございます。

次のパラグラフ、21行目に移ります。

「このため、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するだけでなく、安全・快適な都市の形成に資することが期待される中で、堤防の上面における通常の土地利用を踏まえた盛土整備の進め方や共同事業者との適切な役割分担等を整理しておく必要がある。」

次のパラグラフに行きまして、25行目。

「特に、高規格堤防の整備を予定している区間には多くの戸建て住宅等が存在しており、治水対策としての高規格堤防の整備をより確実かつ効率的に推進するとともに、事業に対し理解・協力を頂く地権者の負担軽減が図られるよう事業を円滑に進める上でも、今後の対応方策について検討することが重要である。」

ここでは、資料1の2ページ目に、前回いただいた御意見の一覧がございまして、こちらのNo. 2にございます、治水対策として効率的に高規格堤防の整備を進めていく上でも、協力いただく地権者に対し無駄に時間を費やさないう事業をスムーズに進める上でも、今後の整備の実施に当たっての対応方策をまとめておくことが必要と、こういった趣旨を「1. はじめに」の中でもしっかりと記載してはどうかといった御意見を前回いただいておりますので、今回、26行目の「治水対策」といった以降の文章の追記を行っているところでございます。

次のパラグラフに移ります。資料2-1に戻りまして、29行目からです。

「このため、宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討を行うことを目的として「宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会」を開催し、国が実施すべき対応方策についてとりまとめた。」

形式的ですが、検討会を開催してとりまとめたということで文章を追加したものです。また、今回、この検討会は、国が実施すべき対応方策をまとめたものであるということも明確にしております。

次のパラグラフに移ります。

「2. 高規格堤防の整備状況」

関東地方整備局管内の整備状況ということで、最初のパラグラフでございますが、「高規格堤防の整備は、「人命を守る」ことを最重視し、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」において整備が進められてい

る。」

次のパラグラフです。

「首都圏では江戸川、荒川、多摩川の整備区間約90kmで事業が実施されており、これまでに、自治体や民間事業者などと市街地再開発事業、土地区画整理事業、公園整備事業及びマンション整備事業など様々な事業者と共同で事業が実施されている。」

「市街地再開発事業との共同事業の事例としては、荒川小松川地区（東京都江戸川区）において、東京都の市街地再開発事業及び江戸川区の千本桜整備事業との共同事業により、延長2,380mの高規格堤防の整備が実施され、平成27年度に完成している。また、土地区画整理事業との共同事業の事例として、荒川平井七丁目地区（東京都江戸川区）において、江戸川区の土地区画整理事業との共同事業により、延長100mの高規格堤防の整備が実施され、平成16年度に完成している。」

ここでは共同事業の事例として小松川、平井七丁目地区、両地区の事業紹介をより詳細に骨子案から追記を行っています。内容は第1回の検討で示してございますけれども、資料1の9ページ目、10ページ目に資料のほうは再掲させていただいております。

パラグラフ、次に移ります。20行目からです。

「高規格堤防の整備における事業の流れは、共同事業の主体や事業内容によってそれぞれ異なるが、事業の具体化について国と自治体等との間で調整後、高規格堤防の整備に着手する。」

「宅地利用に供する高規格堤防の整備では、国は事業計画により実施箇所、実施時期、事業費及び実施体制等を定めるとともに、共同事業者との間で事業調整を図り、施工・管理等の基本的な合意事項に関する基本協定を締結する。本協定に基づき、国において盛土造成等に係る調査・計画、設計、施工が実施され、その間、地権者においては地区外への仮移転等となる。国による盛土完成の後、共同事業者への引渡しが行われ、共同事業の施行、地権者の地区内への再移転・入居などが進められ、全体事業が完了となる。このように、高規格堤防整備事業は、その進捗において、関係自治体や地域住民との調整が多岐にわたる事業特性を有している。」

ここで説明している事業の流れについても詳細な記載となるよう、文章を一部追記してございます。内容は第1回の検討会で示してございまして、資料1の11ページ目にも参考のために資料を再掲させていただいております。

パラグラフ、次に移らせていただきます。3ページ目の5行目からです。

「3. 既整備地区における対応」

「過去の事例として、住宅密集地において沿川地域のまちづくり（土地区画整理事業）と一体的に整備することにより、住宅地と水辺とが連続性のある水害に強いまちの実現を目的として、延長約120m、幅約160mの範囲で高規格堤防が整備された地区がある。」

本文章は、骨子案では、冒頭が「既整備地区では」といった文章の構成だったものについて事務局にて体裁等の見直しをしております。

次のパラグラフに移ります。10行目からです。

「当該地区の設計にあたっては、地質状況を把握した上で、高規格堤防盛土設計・施工マニュアルなど関係技術基準に基づき、液状化の判定、沈下解析、すべり解析等が実施され、早期に沈下を収束させるためプレロード盛土による圧密促進工法が採用された。国は圧密沈下を目的としたプレロード盛土の荷重をもって、各層で地盤強度を確保できると考え、引渡しの条件を共同事業者と約束した。（共同事業者への引渡し前に、国において地盤強度の確認は実施していなかった）。」

「高規格堤防の整備後、国から引渡しを受け、共同事業者は街区工事を実施し、街区工事後に共同事業者が地盤調査を実施した結果、共同事業者から地権者の引渡し直前に地盤強度が確保されていないことが判明した。そのため、所定の地盤強度が不足する区画においては、国において対策工事を実施し、地権者への引渡し時期が延期された。」

本文章とその前の文章では、主語が河川管理者だったところを全て国に統一するという形式的な修正を行っております。

それでは、ここまでで説明を一度区切らせていただきます。

○清水座長

ありがとうございました。

今回、私のほうからも、とりまとめの文章を、長くなるけれども、文言も含めて、ぜひ、一読しながら、皆さんに確認いただこうとお願いしました。公表する文章でございますので、おかしいところ等ございましたら、ここで御意見いただきながら完全なものにしていきたいと思っております。どのような観点からでも結構でございますので、気になる点等ございましたら、よろしく願いいたします。

○大森委員

3 ページの13行から16行までのフレーズですけど、ちょっとわかりにくいかなと思ったのは、「国は圧密沈下を目的としたプレロード盛土の荷重をもって、各層で地盤強度を確保できると考え」、その次ですが「引渡しの条件を約束した」、何か通じにくくないですか。

○河川計画課長

そういった考えのもとといった、そんなニュアンスなのですが。

○大森委員

引渡しの条件というのは、いろいろあるじゃないですか。ここで言っているのは、引渡し条件、もろもろの引渡しの条件を約束したということを言いたいのか、地盤強度について約束したのか。

○河川計画課長

基本的には地盤強度についての引渡しの条件、それ以外も含めて、協定の中でどのような形でやるかというのは定めるものでありますけれども、ここでの文章の趣旨は、地盤強度の確保ができるという考えのもとで、引渡しの条件について共同事業者と約束をしたという趣旨でございます。

○大森委員

考えのもと。引渡しの条件に地盤強度は入っていなかった、入っていた。

○河川計画課長。

入っています。

○清水座長

それは明確にしたほうがいいのでは。

○大森委員

だったら、「と考え、地盤強度を含むその他の引渡し条件を」ということですね。

○河川計画課長

はい、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

○清水座長

ありがとうございました。

どうでしょうか。

私のほうからですが、1番に「はじめに」とあります。これは高規格堤防の一般的なところから、この中で今までにないというところは、1ページ目の27行目の「事業に対し理解・協力頂く地権者の負担軽減」という言葉が今までにはなかったことです。2ページ目の1行目、「宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会」をこれは「開催し」ではなくて、「設置し」ですね。

確認ですが、「国が実施すべき対応方針についてとりまとめた」、これは全部国ですか。例えば、この中で一部共同事業者がやるべきことも言っているのであれば、例えば「主として国が実施すべき対応方針」とか、言い方もあるかもしれないと思います。

○河川計画課長

基本的には、事務局側としては、国が実施すべき対応方策についてとりまとめているということで仕切りを設けたいと思っております。「主として」と書かないと読み切れないところがあったりだとか、それは全体を見渡した上で。ただ、基本的にはこの検討会でここまで検討を重ねてきた中身としましては、一義的に国が対応すべきことを今回の検討会のとりまとめとしたいというふうには考えています。

○清水座長

それは確認してください。

それから、2の高規格堤防の整備状況（関東地方整備局管内）が終わって、今度は3に入り、既整備地区における対応、これはよくわからないタイトルだなと思います。なぜかという、やっている整備地区全部がという意味合いにもなります。その次のところで、「過去の事例として」というのが今回入ってきたから、それでいいかなとも思いますが、3のタイトルは少し考えたほういいかなと思いました。全てにおける対応じゃなくて、や

ったうちの一部として、こういう問題が挙がってきた。

また、ここで初めて地盤強度の話が出てきます。だけど、多くは「宅地利用に」というタイトルの中で、これは地盤強度の確保のというか、地盤強度についての考え方が主とした検討会ですね。

ここまできて、やっと地盤強度の問題なのかという、読めばわかるんだけど、少し後出しという気がしました。

○河川計画課長

趣旨としては、何か「はじめに」とか、冒頭のほうでも少し触れておいたほうがいいかということですね。

○清水座長

何かね。でも、3のタイトルはちょっと考えてください。

○河川計画課長

はい、畏まりました。

○清水座長

それぐらいです。

今、大森先生が言われたように、「地盤強度が確保できるとの考えのもとに」、その引渡し条件をもう少し明確にするとか。

○河川計画課長

何が引渡し条件になるとかということもわかるようにさせていただきます。

○清水座長

3のところを受けて、地盤強度というものについては、きちんと慎重にやらなければということがあって、この検討会が生まれたわけですよ。

地盤強度以外にも、ほかの問題もあるの。例えば、宅地利用に供する……。

○河川計画課長

今回の主な論点としては、地盤強度の確保に関する考え方の協議・合意だとか、それを取り巻くさまざまな共有事項であったり、留意点などにしてございますので、基本的には地盤強度の確保の考え方をどうしていくかというところを、もう少し、前段で出すのか、少し明確になるようにしたいなと思います。

○清水座長

3の事例を受けて、地盤強度という問題に対してきちんと考えていかないといけないというところが、この検討会の大きな趣旨ですという流れがわかるようにしてください。結構です。

何かほかにございましたら。

どうぞ。

○楠委員

細かいこともあるんですけども、まず第一に、2ページの20行目から22行目ぐらいのところ、具体的な調整後、整備に着手するというところで調整の内容が入っているわけなんですけれども、日本語として論理的にはおかしくないんですけども、「それぞれ異なるが、着手する」という終わり方なんで、それぞれ異なるけれども、この点では共通するという意味ですかね。だから、「異なるが」と来たら、最後は「異なるない」という言葉が来るとは思うので、意味はこういう意味で論理的には正しいんですけども、日本語として何かくっつけたほうがいいのかないかなというのが一つ。

すごく細かい話なんですけれども、例えば、そのちょっと上に「江戸川区」とあって、振り仮名を振っているのは、初めて出てきたからという意味なんでしょうけれども、そのさらに上にも「江戸川区」と振り仮名を振っているの、これは後のほうは消してもいいのかなと思いました。細かい話ですみません。

本当に日本語の話なんですけれども、1ページの11行目で「ますます増大」という、ますます大きくなるという意味なので、「ますます」は増大のトーンなので、別に日本語としていいのかもしれませんが、これは好みの問題かもしれません。

先ほどの大森先生のところで、引渡しの条件が後に来るかなというような感じもして、先に引渡しの条件でこう決めたんだけど、その条件がこの方法で確保できると考えて

いたが、実は確保できなかったという意味ですね。だから、後から引渡しの条件というのが来るから、何か日本語が書きにくくなっちゃっているかなというように見えるんですけども、その辺は御懸念がないように。

○清水座長

そうですね。事実関係をしっかりと確認してください。

○楠委員

以上です。

○大森委員

今のところで、先ほどと同じように、3ページの14行目で「引渡しの条件を共同事業者と約束し」というのは、余り報告書では使わないかなと、「約束した」。

「引渡しの条件とした」とか、「地盤強度を引渡し条件の一つとした」とかというのはいいんだけど、何か「約束した」というのは、余り使わないような気がする。何となくちよっと違和感があるかなという感じですけど、こだわりませんけど。

○清水座長

それは大切ですね。何か約束を破ったという感じにならないように。

○河川計画課長

共同事業者の間で、この引渡し条件はどういうものだったかというのは、約束という言葉が、とりまとめの文書としての違和感があるということを御指摘をいただいておりますので、事務局で再度検討させていただきます。

○大森委員

「定めた」とか何か。普通はそういう用語かなという。

○河川計画課長

この既整備地区において、どのような引渡し条件の位置づけだったかという事実関係も

ございますので、言葉の選び方も含めて検討させていただきます。

○清水座長

ありがとうございます。

また、後から出てくるかもしれませんが、それはまた御意見いただくとして、とりあえず3まではよろしいということで、引き続き4以降を御説明、よろしく申し上げます。

○河川計画課長

そうしましたら、引き続き3ページ目の24行目の4が今後の対応方策のメインになります。こちらについて説明させていただきます。

24行目ですけれども、

「4. 宅地利用に供する高規格堤防の整備における今後の対応方策」

25行目のパラグラフでございます。

「首都圏のゼロメートル地帯等には木造住宅密集地域が広がっており、大規模浸水時には避難や救助等に支障が生じるおそれがある中、今後の整備区間には、木造住宅密集地域もはじめ、背後地に戸建て住宅を抱える区間が多く存在している。」

この文章でございますけれども、骨子案では記載していなかったゼロメートル地帯等のリスクについて一部追記をしております。内容はこれまでの検討会でも触れているとおりでございます。

次のパラグラフに移ります。29行目です。

「また、宅地利用に供する高規格堤防の整備では、公園等の公共施設整備事業者や工場等の民間事業者との共同事業と異なり、事業用地に係る地権者が複数存在する。」

この文章では、宅地利用に供する高規格堤防の整備では、関係者として地権者が存在するという点を明確にした説明文章ですが、他の共同事業と異なる点として明確化するといった修正を行っております。

次のパラグラフに移ります。4ページ目の3行目でございます。

「治水対策としての効果に加え、安全・快適なまちづくりにも資する高規格堤防整備事業の円滑かつ確実な進捗のためには、事業に伴い移転等の負担を強いられる地権者の理解や協力が不可欠であり、事業に伴う地権者の負担を極力抑えることが重要である。そして、行政裁量の逸脱・濫用のないよう、高規格堤防について定めている河川法等のほか、共同

事業者側の事業に係る土地区画整理法、都市計画法等や建築に係る法令・基準に則り、さらには公共事業としての公平性等の観点も踏まえ、事業の進捗が図られる必要がある。」

本文章では、資料1の2ページ目の御意見の一覧の中で、No. 3、「全体の構成が国を主語としてとりまとめられている中で、資料2、10ページ目の二つ目の○だけ、共同事業者としてこうあるべきとの考え方を記載することに違和感がある」と「先程の件について、とりまとめの文章では、資料3、ページ3の三つ目の○において「地権者の事業への理解や協力が不可欠」との記載があることから、公平性等の観点についても基本的な内容として追記した上で、さらにその後の各論でも記載することを検討いただきたい」という御意見をいただき、また、No. 4、「盛土をする場合は、実務的には別の土地と捉えて対応しているように見受けられる。照応の原則と公平性の原則の関係をどのように整理するかがポイント。「納税者が納得するか」という公平性の原則の視点とは若干温度差があってもよい気もする。少なくとも地権者にとって不利になることは権利上難しいのではないか」といった御意見を踏まえまして、ここでは、国が実施すべきというよりは、一般論としての記載ぶりとして、今後の対応方策を記す前段のところでございますけれども、地権者の負担や公平性の観点等に関する言及について4行目以降の文章が骨子案から追記を行ったものでございます。

次のパラグラフに移ります。10行目でございますが、

「これらを踏まえ、高規格堤防整備事業において関係者との調整や事業の進捗を図る上で、共同事業者と確認すべき地盤強度の考え方や適切な役割分担を整理するとともに、国が実施すべき今後の対応方策について、下記のとおり整備の各段階に分類してとりまとめる。」

1番から5番まで、

「事業調整段階、調査・計画段階、設計段階、施工段階、盛土完成段階（引渡し）」

本文章は、前後の文章の修正と全体のつながりを踏まえて体裁などの修正を行っております。

次のパラグラフに移ります。

「(1) 事業調整段階

1) 確保する地盤強度の考え方に関する協議・合意」

22行目のパラグラフでございます。

「宅地として確保する地盤強度について定められた法令・関係基準等はないが、高規格堤

防の整備において上面の宅地利用が想定される場合は、共同事業者や地権者との間で誤解や認識不足が生じないように、共同事業者との間で確保する地盤強度の考え方について協議・合意を図るべきである。」

次のパラグラフ、26行目。

「共同事業者との間で確保する地盤強度の考え方に関する項目については、関係法令等及び今回収集した沿川自治体等の事例を参考として、以下の項目が考えられる。」

本文章前後の文章とのつながりを踏まえ、26行目からの文章は若干修正を加えております。

5ページ目にその項目でございますけれども、括弧内は今回収集した沿川自治体等の事例を示すとしてございまして、「調査方法」から「調査地点数」、「調査深さ」、「地盤強度の指標及び数値」と、4点挙げてございます。

ここで4ページ目と5ページ目から、下のところに資料編という形での記載がございますけれども、今回、関係法令などの基準であったり、あるいは、沿川自治体等の事例のアンケート調査の結果について、資料編のほうに詳細をまとめてございますので、こちらが引用できるように見出しをつけている状況でございます。

それでは、パラグラフの説明を続けます。

5ページ、11行目でございますが、

「2）確保する地盤強度の考え方とあわせて共同事業者との間で共有する事項」

2)の小見出しについては、文章全体の構成を踏まえて、1)に4ページ目にございました確保する地盤強度の考え方に関する協議・合意との2本柱となる対応方策であることを踏まえて追加したものでございます。

次のパラグラフに移ります。12行目からです。

「確保する地盤強度の考え方について協議・合意を図る際に、あわせて下記の条件や考え方についても共同事業者との間で共有すべきである。

- ①原地盤の地盤強度に係る情報
- ②共同事業者と地権者との間における引渡しの際の取り決め
- ③事業における役割分担」

18行目からは、①原地盤の地盤強度に係る情報でございますが、

「原地盤の地盤強度は、共同事業者との間で確保する地盤強度の考え方について協議・合意をする上で参考とすべき必要な情報であり、事業調整段階で盛土造成前の地盤調査を実

施すべきである。』

22行目からのパラグラフです。

「その際、別途、国又は共同事業者等において過去に実施した地盤調査から把握できる場合があると考えられる。過去の調査の結果がある場合は、情報共有した上で、地盤調査の実施の必要性について検討することが重要である。」

「また、高規格堤防の設計に際し必要となる国の地盤調査の結果が活用できる場合があると考えられる。それらの活用にあたっては、共同事業者との間で協議・合意した調査方法と同一、もしくは換算等により比較検討が可能か確認することが重要である。」

今ほどの二つの文章については、その前の第1パラグラフの地盤調査の実施の補足として、「その際」、「また」といった形で記載されている文章でございます。そこで文章表現なんですけれども、「すべきである」と、こういうことがずっと続いていくので、この語尾については、「することが重要である」ということで、同じ趣旨のイメージで、そういった記載ぶりをさせていただいております。

6ページ以降の文章では、文章の語尾が「～すべきである」というのが、同じパラグラフの中に何度も出てくるような場合には、体裁として同じ趣旨としての2回目の語尾のほうは「～することが重要である」といった文章にしているという状況でございます。

次のパラグラフに移ります。6ページ目でございますけれども、

「②共同事業者と地権者との間における引渡しの際の取り決め」

2行目のパラグラフ。

「共同事業者が地権者との間で引渡しの際の取り決めについて調整する際は、「①原地盤の地盤強度に係る情報」や今回収集した沿川自治体等の事例を参考とすることができるよう、国は必要に応じて情報提供を行うべきであるとともに、土地区整理法第89条の「照応の原則」の考え方による対応が地権者に対し過度な負担を強いることとならないよう、共同事業者の調整状況を把握することが望ましい。」

本文章については、資料1の2ページ目の御意見ナンバーのNo. 3、先ほど御説明した御意見でございますが、ここでの各論での記載についても検討したところでございます。国が主語となるよう文章を骨子案から修正をさせていただきます。そして、No. 4、こちらの御意見についても先ほど触れさせていただきましたが、こちらの御意見、そして、No. 5の意見、「土地区画整理事業としての照応の原則がある一方で、盛土という公共事業に協力し、事業中の移転等をしていただく地権者の立場も踏まえた考え方も非常に大切であり、

高規格堤防の整備に対する地権者の理解についてとりまとめの中で言及すべき」という御意見を踏まえまして、この御意見に関しても、No. 5部分に限った話ではございませんが、地権者の負担の観点に留意するよう共同事業者の調整状況を把握することなどについて、骨子案からの追記を行ったものでございます。

なお、No. 6の御意見、前回の検討会の「資料2の7ページの「②共同事業者と地権者との間における引渡しの取り決め」が、「①原地盤の地盤強度に係る情報」等が不明な中で、最初に独立して存在することに違和感がある。共同事業者との間でよく情報収集や共有をしながら取り決めや協議・合意を図っていくことではないか。「取り決め」という表現が良いかどうかも含めて、検討いただきたい」という御意見に対しまして、①の原地盤の地盤強度に係る情報も参考にして、②の共同事業者と地権者との間における引渡しの取り決めが決まると、こういったことを文章の中でも明確化するとともに、この「取り決め」という表現でございしますが、地権者との約束といったニュアンスが伝わる文言について、改めて事務局でも検討させていただきましたが、結果として、「取り決め」という言葉で、今回、まとめさせていただきたいと思い、現況の表現のままとさせていただいております。

次のパラグラフに移ります。次のパラグラフが資料2-1の6ページ目の8行目からです。

「共同事業者と地権者との間における引渡しの際の取り決めについて、国と共同事業者との間で協議・合意した内容（調査方法、調査地点数、調査深さ、調査強度の指標及び数値等）と整合性がとれるようにすべきであるとともに、引渡し時に用意すべき品質・施工管理に係る書類等について、共同事業者との間であらかじめ合意することが重要である。」

ここでは当初、「整合を図るとともに」としていた文章を「整合性がとれているようにすべきであるとともに」というふうに修正をさせていただきます。

次のパラグラフに移ります。6ページ目の13行目からです。

「地権者への説明・協議においては、施主（地権者）の費用負担が発生する場合があることと等について地権者との間で誤解や認識不足が生じないように、丁寧な説明が求められること等を踏まえ、必要に応じて、国は共同事業者を支援すべきである。」

これはそのままです。

次の「③事業における役割分担」でございしますが、19行目からです。

「共同事業者との間で協議・合意した内容に基づく地盤強度の確保にあたって、国と共同

事業者との間のアロケーション等の役割分担を検討すべきである。その際、共同事業者において、盛土造成を伴う土地区画整理事業等を施行する際の考え方がある場合には、これに準じて検討すること等が考えられる。」

ここでは、もとの骨子案で、国と共同事業者との間で役割分担を検討すべきといった基本的なことが記載として抜けておりましたので、その文章を追加した上で、「共同事業者において盛土造成を伴う土地区画整理事業等を施行する際の考え方がある場合には、これに準じて検討することが考えられる。」といった文章をその後ろに持ってきているという状況でございます。

例示として示している文章は骨子案のときから変更はございませんで、共同事業者が単独で施行する土地区画整理事業では、盛土造成を伴う場合のみ地盤強度の目標を設定（盛土造成を伴わない事業には設定していない）といった状況である場合には、これに準じて、高規格堤防整備事業者（盛土造成原因者）である国が共同事業者との間で協議・合意した内容に基づく地盤強度を確保・引渡すといったことが考え方として考えられるということでございます。

例文は修正してございませんが、これらの状況をイメージができるように、役割分担の考え方イメージということで、それらを視覚化したものを追加してございます。

パラグラフ、次に移ります。7ページ目の13行目からです。

「3）事業スケジュールの共有」になりますが、こちらは、
「国と共同事業者との間で事業の実施手順を確認、地権者への引渡しまでの事業スケジュールを共有すべきである。」

ということです。

ここは、特段骨子案からは修正はございませんで、次に移ります。

今ほどまでの状況が（1）事業調整段階でございまして、次に（2）調査・計画段階でございまして。

こちら「1）盛土造成前の地盤調査の計画立案及び実施」

19行目からのパラグラフです。

「引渡し時に共同事業者との間で誤解や認識不足が生じないように、盛土造成前の地盤調査について、事業調整段階で共同事業者との間で協議・合意した調査方法等に基づいて実施すべきである。」

この文章ですが、骨子案で「調査方法等に準じて」という21行目の書きぶりが「準じ

て」といった表現を適正化する趣旨で「基づいて」という言葉に修正しているのみです。

次のパラグラフに移ります。22行目からです。

「地盤調査の計画立案にあたっては、事業調整段階で得られている情報も活用し、施工管理上必要と考えられる調査地点数、実施時期等について検討すべきであり、地盤調査の結果について共同事業者との間で情報共有を図るとともに、設計・施工時に活用することが重要である。」

特に骨子案からの修正はございません。

設計段階に移ります。28行目が、「1) 協議・合意した内容に基づく地盤強度を確保するための対策工の検討等」でございます。

29行目からのパラグラフです。

「高規格堤防盛土設計・施工マニュアルに基づく盛土材料選定、上載荷重、残留沈下量等の設計に関する各事項を遵守することに加えて、共同事業者との間で協議・合意した内容及び調査・計画段階で実施した盛土造成前の地盤調査の結果等を踏まえ、対策工の必要性について検討すべきである。」

次でございますけれども、

「原地盤・盛土造成地盤の各対策工の検討においては、コスト、工程及び施工等に配慮した対策工を決定すべきであるとともに、設計・施工計画について共同事業者との間で共有することが重要である。」

次、7行目からです。

「盛土造成中の段階的な地盤調査を実施する場合及び盛土完成時の地盤調査において、調査の結果、強度不足が確認された場合の対応について検討すべきである。」

次に、10行目からです。

「検討した設計・施工計画及び強度不足が確認された場合の対応の可能性を踏まえ、事業調整段階で共同事業者との間で共有した事業スケジュールを確認し、変更等が必要と考えられる場合は共同事業者との間で確認・調整すべきである。」

次の14行目からのパラグラフです。

「改良土の活用や地盤改良等、施主（地権者）における建築物の基礎の選定に影響を及ぼす設計内容については、共同事業者や地権者との間で誤解や認識不足が生じないように、あらかじめ共有すべきである。」

こちらの（3）の設計段階についての各パラグラフは、骨子案から特に修正はございま

せん。

次に移ります。

「2）の盛土造成中・盛土完成時の地盤調査の計画立案」

19行目のパラグラフでございますが、

「今回収集した沿川自治体等の事例では、盛土造成中の調査を実施した事例はなかったが、高規格堤防の整備では、大規模な土工となること、多様な盛土材料が使用される場合があること等を踏まえ、施工管理上必要と考えられる場合は、盛土造成中の段階的な地盤調査の計画を立案すべきである。」

23行目からのパラグラフです。

「プレロード盛土をはじめ軟弱地盤対策には様々な対策工法である中で、採用する対策工法に応じて、別途地盤調査の実施等により共同事業者との間で協議・合意した内容に基づく地盤強度の確保の状況を確認すべきである。」

「盛土完成時の地盤調査については、共同事業者への引渡しに向けた調査として、事業調整段階で共同事業者と協議・合意した内容を踏まえた計画を立案すべきである。」

ここまでの8ページ目の2）の計画立案の部分についても、骨子案からの修正は特にございません。

9ページ目に移ります。

こちらは「(4) 施工段階」の部分になりますが、「1) 盛土造成における施工管理」

3行目からのパラグラフです。

「盛土造成における施工管理について、共同事業者との間で協議・合意した内容に応じた合理的な施工管理方法について、現時点で確立された手法はないことから、当面は高規格堤防盛土設計・施工マニュアルに基づく盛土の締固め管理等について着実に実施すべきである。」

ここでは8行目に骨子案の文章から、確立された手法がないという観点は、現時点で確立された手法はないという形で「現時点で」という言葉を追加してございます。

次に移ります。

「2）盛土造成中の地盤調査の実施」

9行目からです。

「盛土造成中の段階的な地盤調査の計画を立案している場合は、調査を実施するとともに、強度不足が確認された場合は、設計段階であらかじめ検討した対応を実施すべきであ

る。」

次のパラグラフです。12行目、

「盛土造成中の段階的な地盤調査を実施した場合は、調査の結果について、共同事業者との間で情報を共有すべきであるとともに、その他、共同事業者との間で協議・合意した内容の履行に関する疑義等が生じた場合は、速やかに共同事業者との間で確認し、解決を図ることが重要である。」

ここは特に修正はございません。

次の「(5) 盛土完成段階」に移ります。

18行目、

「1) 共同事業者への引渡しに向けた盛土完成時の地盤調査の実施等」

19行目のパラグラフです。

「設計段階で計画立案した盛土完成時の地盤調査を実施し、調査の結果、強度不足が確認された場合は、設計段階であらかじめ検討した対応を実施すべきである。」

22行目から。

「地盤調査の結果を含め、共同事業者との間で協議・合意した内容の履行を証明する資料等については、目的物と合わせて引渡すべきであるとともに、共同事業者への引渡し以降、国が設計・施工した内容に対する疑義等が生じた場合、適切に対応することが重要である。」

「(5) 盛土完成段階」の引渡しの部分についても、特に骨子案から修正したところはありません。

次に移ります。

「(6) その他」でございます。

28行目からのパラグラフです。

「共同事業者や地権者との間で誤解や認識不足が生じないように、必要に応じて、地盤の沈下量等の考え方についても、関係基準等を踏まえ、共同事業者との間で協議・合意を図るべきである。」

10ページ目の2行目のパラグラフです。

「高規格堤防の盛土造成時の施工管理については、共同事業者との間で協議・合意した内容に応じた合理的な施工管理方法の確立に向けて、事業で得られた知見・ノウハウの共有、宅地盛土造成の事例収集、共同事業者との情報交換等により技術的知見の蓄積を図るべき

である。」

次のパラグラフです。6行目からです。

「今回収集した沿川自治体等の事例では、宅地の引渡しの際の取り決めに対し、引渡し後に施主（地権者）が実施する調査で強度不足が確認された場合の対応が事例毎に異なる状況であったことを踏まえ、対応の検討にあたっては、強度不足の発生頻度と対策費用との関係を整理することが考えられる。今後の課題として検討していくことが望ましい。」

この文章につきましては、資料1の2ページ目の御意見のNo. 7でございますが、こちらは第2回の検討会の資料1のページ5のアンケート調査の結果で出てくるのですが、「引渡しの条件については地盤強度の不足といった状況に対して「補償する場合」と「補償しない場合」に分かれているという状況ですが、どのぐらいその機会があるのかについてのリスクとコストを考えていくことになる。どこまで詰めていくかといったことが一つの課題となる」という御意見をいただいております。

ここにつきましては、今回の現時点の事例の収集状況からは、なかなかそういったリスクとコストの部分を十分に考えることは難しいと考えておまして、この事例収集の蓄積などとあわせて、今後の課題として検討していくことと、検討会のとりまとめとさせていただきます。

次のパラグラフに移ります。11行目からです。

「官民が所有する地盤情報等の収集・共有、品質確保、オープン化に向けた取組の推進の観点から、整備の各段階で実施した地盤調査の結果については、一元的に集約・管理されるようにすることが望ましい。」

こちらの文章につきましてはですけれども、これまでの検討会では触れてはなかった要素になりますが、現在、本省を中心に取組が進められている地盤情報の共有化・活用の取組を踏まえて、事務局にて修正した文章のところでございます。資料のほうは、資料1、今回の第3回の検討資料の1の12ページ目に、その取組に関する資料をつけ足してございまして、若干補足をさせていただきます。

今、国土地盤情報データベースと名づけられてございますけれども、官民が共有する地盤情報等の収集・共有、品質確保、オープン化等の仕組みを構築するということで、社会資本整備審議会の技術部会の地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する小委員会という委員会が過去に開かれてございまして、こちらの答申の中でこの仕組みを構築すべきという提言をいただいているものですから、国を中心として、現在、進めている取組で

ございます。全ての地盤情報、これは最終的には国のみならず自治体もそうですし、各自自治体等の発注に応じて実施したコンサルティング会社や建設会社、あるいは民間工事の発注者であったり、建設コンサル地質調査会社であったり、あるいは研究機関など、全てのそういった地盤情報を持ち得る者がしっかりと共有した上で、データ活用などを効率的にしっかりと図れるように、ということで、その仕組みの構築を現在進めているということで、〇の三つ目には、この4月から「国土地盤情報データベース」の運営主体を国土地盤情報センターに決定した上で、この9月から運用を開始して、順次、地方公共団体の公益事業者等に対象を拡大していくといった取組がまさに進められてございますけれども、高規格堤防整備の各段階においても、地盤調査をしっかりとやっていく、それらを活用していく、という趣旨がございまして、本省での取組も踏まえて、しっかりとデータの共有化であったり、一元的な集約管理もしていくということも、文章として追加させていただいたところです。

その他については以上となりまして、10ページ目の16行目からが「おわりに」ということでございます。

この「おわりに」という文章は、基本的には検討会の開催趣旨を再度記載させていただいているところでございますが、いま一度、現在の記載について読み上げさせていただきます。17行目からです。

「高規格堤防は、地方公共団体等が実施する土地区画整理事業や市街地再開発事業等の沿川地域のまちづくりと連携して整備されることが多く、堤防決壊による壊滅的な被害を回避することに加え、安全・快適な都市の形成に資することも期待されている。」

「本検討会では、宅地利用に供する高規格堤防の整備の各段階（事業調整段階から盛土完成段階まで）において、国が実施すべき今後の対応方策についての検討を重ねてきた。国は本検討会のとりまとめを踏まえ、共同事業者や地権者との間で誤解や認識不足が生じないように、共同事業者と連携し事業を進めていくべきである。」

26行目からです。

「現在、高規格堤防については、「人命を守る」ということを最重視して、整備区間を見直し、首都圏においては約90kmに絞り込み、鋭意整備が進められているが、進捗率は約12%にとどまっている。首都圏の今後の整備区間沿川地域には、木造住宅密集地域をはじめとした戸建て住宅を抱える区間が多く存在している中、事業の進捗を図る上では、そのような沿川区間の整備が必要不可欠である。このため、今後、国は本検討会のとりまとめ

における対応方策を着実に実行しつつ、宅地利用に供する高規格堤防の整備促進が図られるよう努めるべきである。」

以上のように、「おわりに」についてはまとめさせていただいてございます。

ここまで、検討会で扱った内容でまとめさせていただきまして、今、検討会とりまとめの資料として、本文としては以上になりますが、いただいた御意見の対応について残る分を、説明をさせていただきます。資料の1をごらんください。

資料1の2ページ目のNo.1につきまして、「地権者や共同事業者への説明の際に活用できるようなわかりやすい概要、フロー図を作成しておいては如何か。」ということで御意見をいただいておりますので、資料の3ということで、裏表形式にしてございますけれども、特に、今回、共同事業者との間でしっかりと国が実施すべきことを中心にまとめさせていただいてございまして、その背景には、今後の整備区間の中には戸建て住宅が多く存在していて、また、地権者といった宅地利用に供する高規格堤防の整備の特性も踏まえて対応方策をまとめさせていただいているところでございます。

これらの背景と今後の対応方策の、主に事業調整段階でしっかりと確保する地盤強度の考え方について協議・合意を図ることを中心にポイントをまとめさせていただいたものが資料の3の表面でございまして、裏面については、事業調整段階以降の計画・調査段階から盛土完成段階までのポイントについて、字面でございますけれども、まとめさせていただきました。

そして、資料の1の2ページ目に戻りますが、いただいたご意見のNo.8、「今回収集した事例における地盤強度の確認方法等の基準・考え方は、非常に貴重な情報になるとともに、これから国が共同事業者との間で調整を図っていく際の土台ともなる情報だと思うので、調査結果をまとめていただきたい。」ということで、こちらについては、資料の2-2の資料編で、最初の、ページの3ページ目から21ページ目までの中で、どういった調査経過だったかという詳細をまとめさせていただきました。

そして、いただいた御意見のNo.9でございます。「現場で活用できるものとするためには、協議・合意と記載されている部分についてもよりどころとなる、何を踏まえ、何を根拠にするかといったことなどについて、今回のとりまとめでも明確にすることが重要である。」と、こういう御意見をいただきました。

これを踏まえて、3ページ目から5ページ目、一文一文読み上げは割愛させていただきますが、協議・合意や対応に当たっての考え方、参考とすべき事項などについては、とり

まとめ（案）の中で記述をさせていただきました。今回、協議・合意や対応に当たっての考え方や参考とすべき事項と踏まえると考えられる部分について、本文から抜粋して、さらに赤字で明確化したものを、3ページ目、4ページ目、5ページ目に抜粋する形でつけさせていただきますところでございます。

以上、いただいた御意見につきましての残る部分の補足も以上になります。

事務局からの説明は、以上です。

○清水座長

ありがとうございました。

後半は非常にボリュームがありますけれども、3ページの4の宅地利用に供する高規格堤防の整備における今後の対応方策から御説明いただいて、何かおかしいところ等ございましたら、何でも結構ですので、いただければと思います。

3ページで、3の終わりが既整備地区における対応で、その21行目で、「地権者への引き渡し時期が延期された。」これで切れていますね。そういう事実があって、それで4番の今後の対応方針が急に来る。過去に地盤強度で課題があったから、それを受けて今後は、こういう対応をしましょうという意味なのかとは思いますが、4のタイトルがいきなり今後の対応方策となる。何か3とつながりが悪いような、こうした反省材料が過去にあったものを受けて、地盤強度の確保という考え方というのはとても大切ということは今後、対応方策としてまとめる必要があるのではという、何かつながりが欲しいかなと思いました。4まで読むと、次の4ページの12行目、13行目に、ここにきちんと書いてあります。10行目から、「これらを踏まえ、高規格堤防整備事業においては、関係者との調整や事業の進捗を図る上で、共同事業者と確認すべき地盤強度の考え方や適切な役割分担を整理するとともに」と。国が実施すべき今後の対応方策についてまとめるというのが、ここまで読むとわかるのですが、ここの段階のパラグラフというのは何かというと、対応方策の中身に入っている。ここまで読まなくても、もっと前段で、この検討会は何なのというものが欲しいと思いました。

それから、4ページの6行目、「行政裁量の逸脱・濫用のないように」という言い方はいいですか。河川法のほか、土地区画整理法、それからいろんな、さまざまな基準、これ、全部行政裁量ですか。これ以外も守らないといけないのは、よくわかりませんが「行政裁量の逸脱・濫用のないように」という言い方で良いのかどうか。

○河川計画課長

文章構成としましては、「行政裁量の逸脱・濫用のないよう、事業の進捗が図られる必要がある」という一般論を記載したという位置づけではあるんですけども。ふだん余り用いない言葉ではあります。要するに事務局から、いわゆるオーバースペックという趣旨を、どのように表現するかというところで、思案したものでございまして。余り過度なものをつくったりということは、当然行政としては必要なものを必要なものだけという原則ではあるので、そこをどのように表現するかという中で、現在の表現とさせていただいているところではございます。

○清水座長

どんなところでも結構ですので、どうですか。

○中村委員

まず、簡単のところから。

脚注がいろいろ出てくる中で、5)、アンケート結果のページが円グラフから始まるんですけども、アンケートの概要も入れたほうが良いと思うので、2ページから引っ張ったほうが良いかなというのがまず、軽いところでございます。

少し重いといいましょうか、話は、6ページ目の②番のところなんですけれども、第2段落ですね、共同事業者と地権者との間の取り決めについて云々というのを述べているところがございまして。冒頭、清水座長もおっしゃられたように、このことが国に対して基本的には言ってるんですよということを踏まえると、ここは、共同事業者と地権者との間で、こうすることが重要であるということが、誰に何を言ってるのかよくわからなくなってくるところもあるので。趣旨は、いろいろ過去に、その辺が曖昧であったがゆえに、あるいはお互いによく知り得ない中で進めたことによって、手戻りであったり、何か不都合が生じたという経験を踏まえて今回書いている。その心を読み取ると、その前で、あらかじめさまざまなことをなるべく詳細にわたって合意しましょうということを言っているわけですから、国と共同事業者との間の、将来こういうふうに、こういうことをやっていこうという合意と、あと共同事業者と地権者との間の合意がそろっているほうがトラブルないですよということなので、こういう文章にしたらどうかなと思うんですけど、8行目から、共

同事業者と地権者との間における云々について、10行目、整合がとれているようにすべきでありという、要するにこれは、そういうふうにしたほうが、いろいろ円滑に進むという意味で、「～すべきであり、その観点から引き渡しにおいて～することが重要である。」というふうに、後半は一般論というか、重要であるということの事実を述べているという、何かそういうパラグラフにしたらどうかというのが一つの意見というか、改善案の提案でございます。

それから、その前段の第一段落なんですけども、これが二つのことを述べておまして、前半は情報提供をするということ。これはよろしいかと思うんですけども、5行目の途中から、照応の原則の話で、かつそれが過度な負担を強いることとならないよう把握することが望ましいということになっています。これは別のことを書いているので、文章は切ったほうが良いと思うんですが、それで、後段の、この言っていることが、区画整理の施行者と地権者の間の非常に微妙な守秘義務というか、非常にプライバシーにかかわる情報の話なので、把握するのは難しいと思うんですよね。ですから、ここは、こう書いた趣旨を、もう一度教えていただいて、問題意識に沿った内容に変えたほうが良いかなと。こう書くと空振りというか、無理なことを書いてしまっているので、問題意識に沿ったことにしたほうが良いかと思えます。

二点申し上げました。

○河川計画課長

ありがとうございます。

前段の御意見のほうは、そのような観点で修正する方向で検討させていただきたいと思えます。

後段の、この6ページ目の2行目から始まるパラグラフの4行目で「一度行うべきである。」で区切ったほうがよいという御指摘、そのようにさせていただきます。

そして、5行目からのパラグラフの、この部分の趣旨について補足させていただきます。「共同事業者との調整状況を国が把握することが望ましい。」という文章にしているんですけども、趣旨としては、照応の原則というのが、この資料編のほうでも31ページ目のほうに原則とはどういう原則かということを書かせてもいただいておりますけれども、換地を定めるに当たって、個別に完全に土地を照応させることは困難であるから、総合的に照応していれば足りると。

それが平地での土地区画整理事業などでは、従前の土地と従後の土地の土地利用が宅地であれば、特段地盤強度に関しても確認などもしていない事例が多いというような状況も踏まえまして、この照応の原則の考え方による対応というのが、一義的には土地区画整理事業などを実施する共同事業者と地権者との間で、この照応の原則に基づく何ら対応のほうを検討して調整されていくということに対して、そこの原則論でとどまってしまうと、地権者に対して、言ってみれば不利益といたしますか、地権者にとってみれば従前の土地では、この基礎で足りていたものが足りなくなる、であるとか、そういった負担が生じる可能性もある。ここに対して、照応の原則による考え方に固執してしまった結果、地権者に対して過度な負担などが結果的に生じることにはならないようにすることが望ましいという趣旨です。

ただ、国が実施すべき対応方策をとりまとめるという、この検討会のとりまとめの観点からは、そこに対して国ができることってなかなか難しいかなと一方でも考えているわけでございます。なので、共同事業者の調整状況については把握すると。把握した上で、一方で、次のパラグラフ等も関係するんですけれども、地権者と共同事業者との間における取り決めと、国と共同事業者の間で協議合意した内容というのは整合性がとれていることが重要となりますので、その観点からも、調整状況を把握した上で、どちらから先に物事を決めるということではなくて、それらを両方見合いながら、どういうものを地権者に対して最終的にお渡ししていくことかということの検討をしていく上で必要な対応として書かせていただいている状況になります。

以上、長々と申しわけございません。

○中村委員

ただ、書いてどうするというのがありますよね。

○河川計画課長

おっしゃるとおりです。

○中村委員

あと、これ、もともとどういう経緯で入ったんでしたっけね。照応の原則、確かにあって、過度な負担と言っているのかどうか分かりませんが、確かに従前と、ある局面

で見ると条件が違うとか、総合的には照応してるんだけど、ある要素だけ見ると違うとか、そういう話では、もちろんあり得るわけですね。それと今回の、この宅地利用に供する、あるいは地盤強度をきちんとやっていきたいと思いますという話とが、どういう文脈で入ったかなんですけれど、今のままだと空振っていることを書いているので、とても座りが悪い感じがするのと、ただ、そうはいつでも、心配が何かあって入った文章でしょうから、それが何だったかがわかれば、それにふさわしい言葉を入れていけばいいような気もするので。今の説明だと、何か違って、そんな話だったかなという気もしないではない。

○河川計画課長

この文章、もう一点補足させていただきますと、実は一般論としてということで、4ページ目の3行目からのパラグラフの中で、いわゆる地権者の負担を極力抑えることが重要であるという観点と、その一方で、行政裁量の逸脱・濫用がないよう、また公共事業としての公平性という観点も踏まえて対応方策は検討していく趣旨で、この一般論としての4ページ目の3行目のパラグラフを入れさせてもらっていて、この辺の趣旨が、実は6ページ目の、今ほど御議論いただいているページのほうにも若干出てきていた状況がございます。これらを一般論として記載するというので、記載場所と記載内容の精査もした上で、4ページ目のほうに移した上で、この取り決めの部分には、そういった意味で、「地権者に対する過度な負担を強いることがないように」という趣旨が、骨子のところにもともとございましたので、それが残っている状況になります。

考え方としてはバランスが重要と思っております、こういった照応の原則の考え方に基づく過度な負担を強いることがないように対応することも重要ですし、一方で、公平性とかの原則、公共事業としての公平性の原則だったり、そういったものももちろん重要で、そのバランスのことについて記載するというのが、もともとの趣旨、記載だったということです。

○中村委員

そうすると、過度な負担がないように把握するということが目的ではなくて、ここで述べたいのは、区画整理の場合、照応みたいな話があって、例えばですけど、もともとは、ちょっと緩い地盤だったのかもしれないけれども、結果として、そこを高規格堤防でやっていくと、ある部分が弱くなってしまうよね、もちろん堤防なので一定の強さになっ

ていく。そうすると、強度という意味では従前と比べて上がったから、その分、どこかが、もしかすると地積が減るだとか、場所が悪くなるだとか、そういったことになるのかもしれないですよ。そういうことが、ひいては合意の形成だったりということに時間がかかるとか、そういうことに結びつく。そういう危惧なんですかね。

だとすると、それを国が把握をするという文脈ではなくて、何か4ページ目でしたかでおっしゃっているように、地権者の理解あるいは過度な負担をかけることなく円滑に事業を進めることが共同事業、一緒にやっていく中では非常に大事だという延長線上で、ここに少し区画整理の照応の原則の特殊性みたいな、要するにもともと緩いところだから将来も緩くというわけにも、照応でいうと、そういうこともあるのかもしれないけれども、でも、そうもいかないところもあってということで、もめるということはないようにということ、何かさらりと書けばいいのかなという気がするんですね。そのさらりというのは、最初の3行は言うべきであるんですけども。今、文案がわかりませんが。

○楠委員

そんなに大きな話ではないんですけども、気づいたことを述べていきます。

3ページあたりから、言葉なんですけども、「など」、「等」という言葉が漢字で出てきたんですけども、ほとんど「等」なんですけど、2ページで「など」が平仮名になっていますね。これ、使い分けてないのであれば、どっちかに統一するということ。

あと、5ページから6ページで、6ページの先ほどの3行目ですね、「①原地盤の」という鍵括弧で組まれていますけれども、何か唐突な感じがするので、例えば上記①で触れたとか、何か①鍵括弧の中で急に入ってくる感じなんですけど、直接読んじゃうと、①何とかを参考とすることができるようにという、ちょっと違和感を感じました。

それからあと、もう一つ、また「等」なんですけど、同じページの22行目で、実際に、共同事業者において、そういった考え方がある場合には、「これに準じて検討すること等」になっていますけど、何か、じゃあ「等」という、ほかに何かあるのかといたら、準じて検討しないになってしまうので、結局、「等」を入れてしまうと何もやったことにならないのかなって。その辺、ちょっと表現を、こういうのも大事だよって発想でしょうから、ちょっとその辺の表現を気をつけるべきかなというのが一点。

それから、細かな話ばかりであれですけど、あと、10ページの17行目に地方公共団体と書いていますが、ほかは自治体等となっているので、この辺も調整するといいいと思います。

ます。

以上です。

○清水座長

ありがとうございます。

中村先生が先ほど言われたことと関連しますが、6ページ、照応の原則が、やはり地権者に対して過度な負担を強いる場合もあれば公平性もある。例えば14行目のところで、「地権者の費用負担が発生する場合がある」ということで、費用負担が出てきます。これはどんな費用負担なのかを聞きたい。

それから、図1の事業における役割分担の考え方のイメージ。これについてももう少し何か説明要らないかなと思います。この点々は、協議のことですか、国との。社会通念上、双方の事業が互いに影響すると考えられる範囲はすりつけ部とありますが、ここは国と共同事業者がよく協議してアロケーションを決めましょうということも少し説明が足りないと感じました。

それから、その点々から外れて、高規格堤防から引っ張られた堤防外のところに矢印が引いてあります。ここは全く関係ないところでしょう。ここまで線が引いてある理由がよくわからないし、それ相応の説明が要りそうな気がします。

もう一つ、「検討すべきである」というのが複数繰り返されるので、「～が重要である」ということに置きかえています。この中で「検討すべきである」ではなくて、「検討する」という言葉にしなくてよいのか。例えば、9ページの施工段階の9とか10は、「当面は高規格堤防盛土設計・施工マニュアルに基づく盛土の締固め等について着実に実施すべきである。」これは、高規格堤防の施工マニュアルに沿って締固め等の管理は着実にすべきこと。「当面は」という使い方も、ちょっと気になります。

確かに、「協議・合意した内容を踏まえて計画を立案すべきである。」は今回、新しく入ってきたから、そういう言い方は良いのですが、高規格堤防の施工については国交省がやるもので、検討すると書いてあっても良いのではないかと、それは検討すべきというところで良いのか精査してください。

また、今後の対応方策なんて言わないで、今後の対応方針、指針とか、そういう言い方にすれば、もっと緩くなることもあります。これは円滑な事業推進に向けての指針であるというスタンスがいいのか、その辺は関東地整で考えていただきたいと思いますので、そ

の辺と整合性がとれるようにお願いします。

○河川計画課長

検討させていただきます。

○楠委員

その辺のコミットメントの書き方なんですけども、この検討会、我々の検討会なので、行政としてのコミットメントをどこまで書いていいのかというのが、ちょっと気になるところではあるんですけど。なので、もうちょっと強い言い方をするというのの一つの手だと思うんですね、「しろ」という、「しなければいけない」という。「する」という、ちょっと表現がしにくいのはあるかなと思います。

○河川調査官

検討会としてのアウトプットになるので、先生方から我々のほうにいただくものです。

○清水座長

では、「すべきである」「する」と書いてもいいわけですか。

○河川計画課長

「すべきである」のところをより強力にするのであれば、「しなければならない」といった表現をさせていただきたいなと思います。

○清水座長

「しなければならない」か。

○河川計画課長

必ずしなければならないことについて、今回対応方策としてとりまとめをしていって、この検討会でいただくとすれば。

○清水座長

分かりました。私の方で少し勘違いしていました。

○河川調査官

「すべきである」というふうにいただければ、我々の受けとめとしては実施するということになるという感じはしますけども。

○清水座長

なるほど。ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

○大森委員

一点だけいいですか。

4 ページ。先ほどちょっと話題に出た 4 ページの 5 行目、「事業に伴う地権者の負担を極力抑えることが重要である。」これ、結構、後で出てくる 6 ページの、「極力過度な負担を強いることにならないよう」という意味と同義ですかね。

○河川計画課長

同じ趣旨で書いているつもりであります。

○大森委員

極力抑えるというのと過度にというのとは、ちょっと意味が違うような気がします。何となく、読んでもるトーンからすると、6 ページのほうの表現振りのほうがいいかなという気はしないでもない。

○河川計画課長

ここに関しては、書き分けているというところではございませんでしたので、どっちの表現がいいかという観点で、今ほど御意見いただきました後段のほうの、「過度な負担を強いることにならないようにすることが重要である」という観点でいいかと思います。

○大森委員

ちょっと工夫が必要かなという感じがしました。

○中村委員

ちょっとよろしいでしょうか。

今の、6ページの過度な負担のところですけど、こういうことかなと思うんですけども、この、例えば第2回の検討会の中だと、照応の原則に準じて云々することは大事みたいなことになっていて、それが、だんだん過度な負担にならないように、今、そういう言い方になっているんですが、もともとの話は、もともとの地盤条件と高規格堤防をやった後の地盤条件が変わってくる中で、その中でも照応原則という話もあって云々という、そういう話から来ているのかなという気もするので、ここで言うことが照応の原則で過度な負担にならないようにということをあえて殊さら強調するのではなくて、あちらの施行者がどう運用するかという問題ですので、余りここでは大きな議論にはなっていないような気もするので、ここで言うのは、特に2行目から4行目までの3行の文脈のつながりという、こういう事前の、原地盤の地盤強度の情報などを渡すことも、共同事業者が従前・従後、適切に評価する上での貴重な情報源になるわけですね。だから、この5行目、6行目、7行目のパラグラフを前段の3行を受けて「～情報提供を行うべきである。このことは、区画整理法第89条の照応原則の適切な運用に当たっても貴重な情報になる。」であるとか、何かそのぐらいの文章でおさめるというほうが、何か座りはいいかなという感じがいたします。

○河川計画課長

ありがとうございます。検討させていただきます。

それと、一点、事務局から、楠先生からいただいた御意見の中で、6ページ目の22行目で、これに準じて検討することに、またさらに「等」がついていて、準じない場合もあるのではないかといった記載の趣旨なんですけれども。盛土造成を伴う土地区画整理事業等を施行する際の考え方があって、このページの事例のように進めていくことが、これに関してもアロケーションなので、役割分担等については検討した上で共同事業者との間で合意を図るプロセスになるんですけれども。

その中で、共同事業者側が、この盛土造成を伴う土地区画整理事業等を施行する際の考

え方によらず共同事業としてはこういうふうに進めていきたいという趣旨があれば、当然そういったことも原則論に伴わないアロケーションで、費用負担の考え方は原則以外で考え方が双方にあれば、そこは、役割分担を検討し、合意していく中で考えられる要素として、他の要素も考えられるということから、「等」をつけている状況ではあるんですけども。単純に、ここに「等」を入れてしまうと、これに準じて検討することや検討しない場合もあるみたいなところが、うまく趣旨としては伝わらない要素もあろうかと思imasuので、そういった意味で趣旨をうまくあらわせる表現は、修正させていただきたいと思imasu。

以上です。

○楠委員

一つの手としては、「等」はやめて「も」にしてしまうということも考えられるといったところが、若干、それを尊重しましょうという意味です。

○河川計画課長

ありがとうございます。

○清水座長

今、6 ページのところで、23行目のところ、22から23、これ、「盛土造成を伴う土地区画整理事業等を施行する際の考え方がある場合には」というのも、これ、例えば、単に「施行する場合には」と「際の考え方がある場合には」のちがい、何かわかりにくいのですが。何か思いがあって書いているのでしょうか。

○河川計画課長

例のところで示させていただいているんですけども、実際に高規格堤防整備事業者と共同事業者の間でアロケーションを考えようとしたときに、例示で書いているように、例えば盛土造成で、原因と負担の考え方をどのようにするかというところを考える際の一つの考え方として、共同事業者が単独で施行する土地区画整理事業で、共同事業者がどのような地盤目標の設定の考え方をしていて、例えば、ここに例に記載させていただいているのは、「盛土造成を伴う場合は地盤強度の目標を設定しているし、盛土造成を行わない事

業では地盤強度の目標を設定していない」といった自治体側の事業実施における考え方が
あるのであれば、今回、共同事業として盛土を造成する実施者、原因者の国のほうが、こ
ういった地盤強度を確保、引き渡しをするという考え方があろうということ。ここの部
分は、そういった盛土造成を伴う土地区画整理事業の、いわゆる自治体側の実績の中でこ
ういう考え方がきちんとあるのであれば、という趣旨で書いているので、考え方というの
は入れさせていただきたいなとは思っています。

○清水座長

その考え方と例がつながるようにできると良いです。

○河川計画課長

そうですね、例というのが何なのかというのが唐突なので、記載振りを修正させていた
だきたいと思います。

こういう考え方がある場合にはという例なんですね。なので、そこはわかるようにしま
す。

○清水座長

なるほど、考え方の例か。結構です。

どうでしょうか。いろんな面が出てきて、ただ、各委員の御意見の趣旨は十分事務局に
伝わっていると思います。何かほかにございますか。

少し時間が長くなりましたけど、文言は大切なので、今回確認させていただきましたが、
きょういただいた御意見を踏まえて事務局は修正していただき、よろしければ私のほうで
再度確認して、それで、私も納得いかないような場合があれば、もう一度委員の方に見て
もらうという形でとりまとめをさせていただきたいと思います。そのような対応方針でよ
ろしいですか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

そうしましたら、きょう、多くの御意見が出ましたので、ぜひ全てうまく反映できるよ

うに事務局のほうでは骨折りいただいて、このとりまとめ案を我々の意見としてまとめられるように調整したいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、事務局のほうに戻していいですかね。

4. 閉会

○河川計画課課長補佐

座長、議事進行ありがとうございました。

最後に、河川部長の佐藤より御挨拶申し上げます。

○河川部長

3回にわたる議論、ありがとうございました。

きょうの議論を聞いていて、つくづく難しいなと思ったのは、我々の事業の中で、新しい土地に住んでもらうという事業ですけれども、同じように、やっぱり新しい土地に住んでもらう事業というと、ダム事業、代替地造成があって似ているのかなと思って感じていました。きょうの話を知ると、やはり、土地区画整理事業の照応というところの難しさというのが、高規格堤防の場合は、色濃く出てくるのかなというふうに議論をずっと聞いておりました。

そういう意味で、今まで、どちらかというと国と共同事業者の関係と、あと地権者の関係という三人の関係ですけれども、ダムになると、これが共同事業者が全部国になってくるわけですが、そういう意味においては、一つ、そういうこともあるのかなと思って聞いていましたし、今回の提言を踏まえて、今後の事業に、これを生かしていくわけですが、恐らく、その照応の原則の外にあるようなものも、やっぱり若干あるんじゃないかなと思っており、それが多分、安全・安心というところの問題になるのかなと思っています。我々としても、この、やはり高規格堤防事業が住んでいる方にも安全・安心に住んでもらうということが原則かなと思っていますので、そういうふうに取り組んでいけたらなというふうに考えております。

少し、まだとりまとめまでには、少しその辺の整理がいるのかなと思って聞いておりましたけれども、長い間、議論をありがとうございました。我々も、今回、土地区画整理法との関係というのに新しく着目して、この事業を考えていけないといけないということに

気がついて、それをやっつけていかなきゃいけないというところのかじを切ったというところが一番大きな成果だったかなと思っています。

どうもありがとうございます。

○河川計画課課長補佐

ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第3回宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —